

特定家畜伝染病等セーフティネット事業費補助金交付要綱

平成24年3月18日第201100178602号
一部改正 平成29年6月26日第201700055203号
一部改正 平成31年3月26日第2019000001842号
一部改正 令和8年7月29日第202600106963号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、特定家畜伝染病等セーフティネット事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本補助金の対象となる家畜伝染病（以下、「本病」という。）は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月16日法律第166号、（以下「法」という。））第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき県が定める家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年9月16日鳥取県規則第77号。以下、「まん延防止規則」という。）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、以下のものとする。

(1) 法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病

(2) ランピースキン病

2 家畜とは、まん延防止規則第2条第2項に規定する家畜をいう。家きんとは、家畜のうち鳥類をいう。

3 特定移動制限等とは、法第32条の規定による移動の禁止又は制限、法第33条の規定による催物の開催又は事業の停止若しくは制限又は法第34条の規定による放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵の停止若しくは制限をいう。

4 特定移動制限等の期間とは、特定移動制限等の開始の日からその解除の日又はその例外（法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針又は家畜伝染病毎に農林水産省が制定する防疫対策要領に定めるものをいう。）が認められた日までの期間をいう。

5 対象家畜とは、特定移動制限等の期間において飼養される家畜（当該特定移動制限等に従わなかった者が飼養するものを除く。）をいう。

6 物品とは、生乳、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する家畜人工授精用精液、同法第11条の2第5項に規定する家畜受精卵及び卵（ふ卵中の家きんの卵を除く。）をいう。

7 対象物品とは、対象家畜が生産した物品をいう。

8 出荷とは、他の農場へのお荷、競馬へのお走、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物へのお荷、と畜場その他のと殺を行う場所へのお荷、放牧地へのお放牧及びふ卵場へのお荷をいう。

9 出荷先とは、他の農場、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の

開催場所、と畜場その他のと殺を行う場所、放牧地及びふ卵場をいう。

10 予定出荷先とは、特定移動制限等の期間前に対象家畜又は対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。

11 他の出荷先とは、予定出荷先以外の出荷先をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、本病の発生により、特定移動制限等の影響を受ける県内の家畜、その死体又は物品の所有者（以下「所有者」という。）に対して、本病のまん延防止及び経営の維持を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的に資するため、本病発生により、別表の第1欄に掲げる区分に従い、別表の第2欄に掲げる項目が生じた所有者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第4欄に掲げる算定基準（「家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について」（平成23年7月1日付23消安第1925号農林水産省消費・安全局長通知）及び農林水産部長が別に定める方法に基づく）により算出した経費の合計（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、東部農林事務所長、東部農林事務所八頭事務所長、中部並びに西部総合事務所長及び西部総合事務所日野振興センター所長（以下「総合事務所長等」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、別表の第5欄に掲げる書類を添付するものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請にあたり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で申請することができる。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に掛かる仕入控除税額を越える場合は、補助対象経費の額からその越える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において

て、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を越えるときは、様式第3号により、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その越える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び額の確定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定及び額の確定をすることができる。

（提出書類の部数等）

第7条 規則及びこの要綱の規定により総合事務所長等に提出する書類は1部とする。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成29年6月26日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和8年7月29日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第4条、5条関係）

1 区分 (対象物)	2 項目 (対象内容)	3 対象範囲	4 算定基準	5 提出書類	6 補助率
(1)家畜	ア 家畜の 売上げ減少 額(家さんの 素ひな及び ふ卵中の家 さんの卵を 除く。)	(ア) 他の出荷先に出荷された場合 (特定移動制限等により出荷予定日 に予定出荷先に出荷することができ なくなったため、他の出荷先に出荷 された場合をいう。以下同じ。)	同一種類の家畜の平均価格から対象家畜の平均 取引価格を減じて得た額に対象家畜の頭羽数を 乗じて得た額 なお、同一種類の家畜の平均価格とはその取引 形態に応じ次の a～c のいずれかのものをいう。 a 特定移動制限等の期間前における同一の種類 の家畜の枝肉の 1 kg 当たりの市場価格の加重平 均額に対象家畜の出荷予定日における推定平均 枝肉重量を乗じて得た額 b 特定移動制限等の期間前における同一の種類 の家畜の 1 頭当たりの市場価格の平均額 c 同一の種類の家畜の過去の平均販売価格	各取引日の市場価格、過去の取引価格、取引数量、及び対 象家畜の取引価格及び数量がわかるもの ※特定移動制限等の区域外の家畜については、次の (a) (b) の書類を追加する。但し (b) については出荷遅延の場合に 限る。 (a) 対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されてい たことを証する書類 (b) 対象家畜を他の出荷先にも出荷することができなかつ たことがやむを得ない事情によるものであったことを証 する書類	定 額
		(ウ) やむを得ず処分された場合(特 定移動制限等により出荷予定日以後 に予定出荷先に出荷することができ なくなり、かつ、やむを得ない事情に より他の出荷先にも出荷することが できなかったことにより、販売又は	同一の種類の家畜の平均価格に対象家畜の頭羽 数を乗じて得た額 なお、同一種類の家畜の平均価格とはその取引 形態に応じ次の a～d のいずれかのものをいう。 a 特定移動制限等の期間前における同一の種類 の家畜の枝肉の 1 kg 当たりの市場価格の加重平	・各取引日の市場価格、過去の取引価格、取引数量、対象 家畜の処分された数量及び対象家畜の評価額の積算根拠 がわかるもの ・対象家畜の処分がやむを得なかったことを証する書類 ・対象家畜が処分されたことを証する書類 ※特定移動制限等の区域外の家畜については、次の (a) (b)	

		飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合をいう。以下同じ。)	均額に対象家畜の出荷予定日における推定平均枝肉重量を乗じて得た額 b 特定移動制限等の期間前における同一の種類の家畜の1頭当たりの市場価格の平均額 c 同一の種類の家畜の過去の平均販売価格 d 処分される直前における対象家畜の評価額	の書類を追加する (a) 対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象家畜を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類
イ 家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵の売上げ減少額	(ア) 他の出荷先に出荷された場合及び (イ) 出荷遅延の場合		・ 同一の種類の家きんの素ひなの過去の平均販売価格から対象家畜の素ひなの平均取引価格を減じて得た額に対象家畜の素ひなの羽数を乗じて得た額 ・ ふ卵中の同一の種類の家きんの卵の過去の平均販売価格からふ卵中の対象家畜の卵の平均取引価格を減じて得た額にふ卵中の対象家畜の卵の個数を乗じて得た額	過去の取引価格、取引数量、対象家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵の取引価格及び数量がわかるもの ※特定移動制限等の区域外の家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵については、次の(a) (b)の書類を追加する。但し(b)については出荷遅延の場合に限る。 (a) 対象家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象家きんの素ひな 及びふ卵中の家きんの卵を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類
	(ウ) やむを得ず処分された場合		・ 同一の種類の家きんの素ひなの過去の平均販売価格に 対象家畜の素ひなの羽数を乗じて得た額 ・ ふ卵中の同一の種類の家きんの卵の過去の平均販売価格にふ卵中の対象家畜の卵の個数を乗じて得た額	・ 過去の取引価格、取引数量、対象家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵の処分された数量がわかるもの ・ 対象家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵の処分がやむを得なかったことを証する書類 ・ 対象家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵が処分されたことを証する書類 ※特定移動制限等の区域外の家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵については、次の(a) (b)の書類を追加する (a) 対象家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵を予定出

				荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象家さんの素ひな及びふ卵中の家さんの卵を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類	
ウ 飼料費の増加額	(ア) 他のお荷先に出荷された場合及び (イ) 出荷遅延の場合	・対象家畜の1日1頭羽当たりの給与飼料単価に対象家畜の頭羽数及び出荷遅延延べ日数を乗じて得た額 ・ただし、家畜、家さんの素ひな及びふ卵中の家さんの卵の売上げの減少額（やむ得ず処分された場合を除く）において同一の種類の家畜、家さんの素ひな及びふ卵中の家さんの卵の平均価格が対象家畜の平均取引価格を下回る場合は、その差額を上記の額から減ずる。	・飼料の取引金額及び対象家畜の頭羽数がわかるもの ・通常の出荷予定日及び対象家畜の出荷日（出荷遅延延べ日数）がわかるもの ※特定移動制限等の区域外の家畜については、次の(a)(b)の書類を追加する。但し(b)については出荷遅延の場合に限る。 (a) 対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象家畜を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類		
	(ウ) やむを得ず処分された場合	・対象家畜の1日1頭羽当たりの給与飼料単価に対象家畜の頭羽数及び対象家畜の出荷予定日から処分された日までの期間の延べ日数を乗じて得た額 ・ただし、家畜、家さんの素ひな及びふ卵中の家さんの卵の売上げの減少額（やむ得ず処分された場合を除く）において同一の種類の家畜、家さんの素ひな及びふ卵中の家さんの卵の平均価格が対象家畜の平均取引価格を下回る場合は、その差額を上記の額から減ずる。	・飼料の取引金額及び対象家畜の頭羽数がわかるもの ・通常の出荷予定日及び対象家畜の出荷日（出荷遅延延べ日数）がわかるもの ・対象家畜の処分がやむを得なかったことを証する書類 ・対象家畜が処分されたことを証する書類 ※特定移動制限等の区域外の家畜については、次の(a)(b)の書類を追加する (a) 対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象家畜を他の出荷先にも出荷することができなかった		

				たことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類
	エ 輸送費の増加額	他の出荷先に出荷された場合	対象家畜の他の出荷先までの輸送費の実費額から同一種類の家畜の予定出荷先までの輸送に通常要する額を減じて得た額	・対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたことがわかるもの ・輸送した対象家畜の頭羽数、金額等の取引内容がわかるもの ・過去の輸送実績がわかるもの
(2) 家畜の死体	ア 輸送費、焼却費、埋却費及び化製費の実費	やむを得ず処分された場合	・焼却等施設までの輸送費の実費 ・焼却費、埋却費又は化製費の実費	・輸送した対象家畜の死体の頭羽数、金額等の取引内容がわかるもの ・対象家畜の死体が処分されたことを証する書類（対象家畜の死体を焼却、埋却又は化製処理した頭羽数、金額等の取引内容がわかるもの） ・対象家畜の死体の処分がやむを得なかったことを証する書類
	イ 輸送費及び化製費の増加額	他の化製場において化製された場合（やむを得ず処分された場合を除く）	・対象家畜の死体の他の化製場までの輸送費の実費から同一の種類の家畜の死体の通常化製場までの輸送に通常要する額を減じて得た額 ・対象家畜の死体の他の化製場における化製費の実費から同一の種類の家畜の死体の通常化製場における化製に通常要する額を減じて得た額	・輸送及び化製した対象家畜の頭羽数、金額等の取引内容がわかるもの ・過去の輸送及び化製実績がわかるもの
(3) 物品	ア 物品の売上げ減少額	(ア) 他の出荷先に出荷された場合及び (イ) 出荷遅延の場合	同一種類の物品の過去の平均販売価格から対象物品の平均取引価格を減じて得た額に対象物品の数量を乗じて得た額	各取引日の平均価格、過去の取引価格、取引数量及び対象物品の取引価格、数量がわかるもの ※特定移動制限等の区域外の物品については、次の(a)(b)の書類を追加する。但し(b)については出荷遅延の場合に限る。

				(a) 対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類	
		(ウ) やむを得ず処分された場合	同一種類の物品の過去の平均販売価格に対象物品の数量を乗じて得た額	・各取引日の市場価格、過去の取引価格、取引数量、及び対象物品の処分された数量がわかるもの ・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類 ・対象物品が処分されたことを証する書類 ※特定移動制限等の区域外の物品については、次の(a)(b)の書類を追加する (a) 対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類	
	イ 輸送費の増加額	(ア) 他の出荷先に出荷された場合及び (イ) 出荷遅延の場合	・対象物品の他の出荷先までの輸送費の実費額から同一種類の物品の予定出荷先までの輸送に通常要する額を減じて得た額 ・対象物品の予定出荷先までの輸送費の実費額から 同一の種類の物品の予定出荷先までの輸送に通常要する額を減じて得た額	・輸送した対象物品の数量 ・金額等の取引内容がわかるもの ・過去の輸送実績がわかるもの ※特定移動制限等の区域外の物品については、次の(a)(b)の書類を追加する。但し(b)については出荷遅延の場合に限る。 (a) 対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b) 対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかつ	

				たことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類
ウ 輸送費 の実費	やむを得ず処分された場合	焼却等施設までの輸送費の実費	・輸送した対象物品の数量 ・金額等の取引内容がわかるもの ・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類 ・対象物品が処分されたことを証する書類 ※特定移動制限等の区域外の物品については、次の(a)(b)の書類を追加する (a)対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b)対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類	
エ 保管費 及び荷役費 の実費	(ア) 他の出荷先に出荷された場合及び (イ) 出荷遅延の場合	対象物品の保管費、荷役費の実費	保管又は荷役を行った対象物品の数量、金額及び日数がわかるもの ※特定移動制限等の区域外の物品については、次の(a)(b)の書類を追加する。但し(b)については出荷遅延の場合に限る。 (a)対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b)対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類	
	(ウ) やむを得ず処分された場合	対象物品の保管費、荷役費の実費	保管又は荷役を行った対象物品の数量、金額及び日数がわかるもの	

				・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類 ・対象物品が処分されたことを証する書類 ※特定移動制限等の区域外の物品については、次の(a)(b)の書類を追加する (a)対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b)対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類	
	オ 焼却費、埋却費又は化製費の実費	やむを得ず処分された場合	対象物品の焼却費、埋却費又は化製費の実費	焼却、埋却又は化製を行った対象物品の数量、金額がわかるもの ・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類 ・対象物品が処分されたことを証する書類 ※特定移動制限等の区域外の物品については、次の(a)(b)の書類を追加する (a)対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類 (b)対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類	
(4)採卵鶏の廃鶏	売上げの減少額	廃鶏出荷遅延の場合（特定移動制限等により出荷予定日に出荷することができなくなり、特定移動制限等の期間後に出荷されたが、廃鶏の飼育期間延長により卵の生産量が減少し	廃用予定の家きんが生産する卵について、移動制限前に予定していた廃用出荷日（以下、「廃用予定日」という。）の産卵率等をもとに算定された出荷数量に、実際に廃用するまでの期間を乗じて得た数量から、実際に廃用するまでに出荷	廃用出荷予定日の産卵率及び商品化率、市場価格等、実際の生産量、販売量、処分数量、廃用するまでの期間等がわかるもの ※特定移動制限等の区域外の採卵鶏の廃鶏については、次の書類を追加する	

		た場合をいう。)	された数量を差し引いて算定した数量に、廃用 予定日における大阪市場平均価格を乗じて算定 するものとする。 この算定方法による場合、第1欄「(1)家きん」 の区分のうち第2欄「ウ 飼料費の増加額」の 項目は、補助対象外とする。	(a)対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されてい たことを証する書類 (b)対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかつ たことがやむを得ない事情によるものであったことを証 する書類	
--	--	----------	---	--	--

様式第 1 号（第 5 条関係）

特定家畜伝染病等セーフティネット事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

- （１）飼養者の住所氏名
- （２）家畜の種類
- （３）特定移動制限等の期間

3 事業費の内訳

（１）経費の負担区分

区分※１	補助事業に 要した経費（Ａ） ＋（Ｂ）	負担区分		備考
		県費（Ａ）	その他（Ｂ）	
計				

（２）事業実績内訳

区分※１	項目※２	農場の所在地及び 名称	金額	備考
合 計				

【記入上の注意】

※１ 別表第 1 欄の区分から該当するものを記入する。

※２ 別表第 2 欄の項目から該当するものを記入する。

4 事業完了年月日

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※いずれかを○で囲んでください。

6 その他

他の補助金の活用が有る場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）がわかる資料を添付すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

特定家畜伝染病等セーフティネット事業収支予算書及び決算書

1 収入

区分	本年度決算額	本年度予算額	差引		備考
			増	減	
補助金					
その他					
計					

2 支出

区分	本年度決算額	本年度予算額	差引		備考
			増	減	
計					

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住所
名称
代表者役職
代表者氏名

○○年度鳥取県特定家畜伝染病等セーフティネット事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県特定家畜伝染病等セーフティネット事業交付要綱第 4 条第 4 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額および補助金対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額
金○○円
 - (2) 補助対象経費の額
金○○円
- 2 実績報告控除税額
金○○円
- 3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金○○円
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 $(3 - 2) \times (1 \text{ の } (1)) \div (1 \text{ の } (2))$
金○○円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

鳥取県特定家畜伝染病等セーフティネット事業費補助金交付決定通知及び額の確定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県特定家畜伝染病等セーフティネット事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、交付額を確定したので、規則第 8 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び鳥取県特定家畜伝染病等セーフティネット事業費補助金交付要綱（平成 2 4 年 3 月 1 8 日付第 2 0 1 1 0 0 1 7 8 6 0 2 号鳥取県農林水産部長通知）要綱の規定に従わなければならない。